

首里東第1015号
平成29年7月3日

生徒・保護者 各位

県立首里東高等学校
校長 前川 守克
(公印省略)

暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報の発令時の対応について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育方針にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、益々暑くなる中、台風の時期となってまいりました。

つきましては、本島中南部に暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報（以下、「暴風(特別)警報等」という。）が発令・解除された際の対応についてお知らせ致します。

なお、本件につきましては、本校ホームページ上にも掲載しますので、ご活用下さい。

記

1. 臨暴風(特別)警報等の解除後の対応について

- (1) 暴風(特別)警報等が発令された場合： → 臨時休業
- (2) 正午(12:00)以後に解除された場合： → 引き続き臨時休業
(安全を確認し、自宅学習を続けて下さい。)
- (3) 正午(12:00)までに解除された場合： → 授業再開
(警報解除後速やかに登校。解除時間の2時間後よりSHR・授業開始。)
・例 8:30解除 → 10:30SHR開始

2. 安全確保の徹底について

- (1) 台風が接近しているときや大雨等で避難が必要な場合は、「生命を守る」ことを最優先に考え、安全確保に最大限努めて下さい。
- (2) 学校所在地域が解除となっても、住んでいる地域に暴風(特別)警報等が出ている場合は、「生命を守る」ことを優先して避難して下さい。

※ 暴風警報および特別警報が発令されているかどうかの情報は、各自でテレビ、ラジオ等のメディアにより情報を入手して下さい。